

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会 実務者会議（第2回）

○日時

令和3年10月29日（金） 15時00分～16時00分

○場所

能代市旧料亭 金勇 2階大広間
（一部の出席者は WEB 会議形式にて参加）

○出席者

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課風力政策室 石井室長、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター 野口所長、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課 小林計画官、秋田県産業労働部 齋藤新エネルギー政策統括監、秋田県農林水産部水産漁港課 大山課長、秋田県漁業協同組合加賀谷代表理事組合長、秋田県漁業協同組合北部支所 工藤地区運営委員、秋田県漁業協同組合北部支所 干場地区運営委員、秋田県漁業協同組合北部支所 荒川地区運営委員、秋田県漁業協同組合北部支所 大原地区運営委員、秋田県漁業協同組合北部支所八森浅海組合 庄内氏、秋田県漁業協同組合北部支所岩館浅海組合 菊地氏、八峰町峰浜漁業協同組合 石井代表理事組合長、秋田県水産振興センター総務企画室 水谷室長、秋田県水産振興センター総務企画室 甲本副主幹、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究センター底魚資源部 服部副部長、公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ 三浦海洋生物グループマネージャー・主幹研究員、八峰町企画財政課 高杉課長（オブザーバー）、能代市環境産業部エネルギー産業政策課 米村係長（オブザーバー）

○議題

漁業影響調査手法のとりまとめについて

○議事概要

秋田県漁業協同組合

- 漁業影響調査の手法（案）の8頁、調査項目及びスケジュールについて、カレイ・ヒラメについて冬季にも調査を行う旨が示されているが、冬季間は漁業実態が殆どないのが現状。
- また、調査回数についても、資料に提示されている回数では少ないと考えており、少なくともカレイ・ヒラメについては最低月2回の調査を行っていただきたい。

秋田県漁業協同組合

- 調査項目及びスケジュールについて、魚種により、旬の時期があり、漁業実態がない時期に調査を行うことは無駄であると考えている。
- そのため、今後、設置される検討委員会において、漁業者と選定事業者が協議を行い、魚種毎に、旬の時期にピンポイントな調査を行う方向で検討していくことが望ましいと考えている。

秋田県水産振興センター

- 漁業実態を踏まえ、魚種毎に旬の時期に、集中的かつ効率的に調査を行うことは大前提であると考えている。
- 魚種別に具体の調査時期、調査方法などの詳細については、今後設置される検討委員会において、関係者間で協議を行い決定していくものと考えている。
- また、漁業影響調査の手法（案）の調査項目及びスケジュールにおいては、魚種をカレイ・ヒラメなど、大括りで整理をしているが、実際はその中でも多数の魚種があり、その魚種によって調査時期、方法が異なるものと考えている。
- 今後の検討委員会において、魚種により調査時期等の柔軟な検討を行うことが可能となるように、また、海洋環境の変化などにより今後の漁業実態が変化する可能性も否定できないことから、漁業影響調査の手法（案）においては、調査時期などを限定しない形で記載しており、記載内容は原案の通りとさせていただきたい。

事務局（秋田県農林水産部）

- 漁業影響調査の手法（案）に提示されている調査項目及びスケジュールは原案の通りとし、ご指摘のあった調査回数などについては、今後の検討委員会で具体の検討を行っていく方針で進めていくということをご理解いただきたい。

全員

- 異論無し

秋田県漁業協同組合

- 漁業影響調査の手法（案）に記載されている事前調査期間について、「建設工事開始前の2年前には開始することが望ましい」との記載があるが、漁業影響調査の手法（案）は、今後、検討委員会において詳細な検討を行う際の根拠となるため、望ましいとの文言を削除していただきたい。
- 事前調査期間が長いほど、より精度の高い調査結果が得られるものと考えており、状況によって調査期間が短くなってしまうことを懸念している。

秋田県水産振興センター

- 漁業影響調査については、協議会のとりまとめにおいて、「少なくとも建設工事の1年程度前から着手する」旨がとりまとめられており、協議会の下に設置されている本会議において、協議会のとりまとめで示されている調査期間を超える期間を提案することは難しい面がある。
- その一方で、1年間の調査では、例年と海洋環境が異なるなどにより、特異の調査結果を得てしまった場合において、例年の環境における調査結果を得られない懸念があること、また、協議会とりまとめにおいては、1年程度と1年間に限定していないことから、漁業影響調査の手法（案）においては、1年間は必須とし、2年間行うことが望ましいとの考えで、協議会とりまとめより充実させた提案としている。
- 漁業影響調査の手法（案）は、あくまでも、今後設置される検討会での詳細な検討を行うための材料であり、詳細な検討は検討会で検討を行うことができる体制としているため、漁業影響調査の手法（案）での調査期間の記載内容は原案の通りとさせていただきたい。

事務局（秋田県農林水産部）

- 漁業影響調査の手法（案）では、協議会のとりまとめを尊重した調査期間を記載し、一方で、ご指摘の調査期間などについては、

今後設置される検討委員会で具体の検討を行うことができる提案としているということをご理解いただきたい。

全員

- 異論無し

水産庁

- 事業者選定後、事業着工までの間に、今後設置される検討会において漁業影響調査の詳細を検討し、2年前からの調査を行う必要があるが、事業者選定、検討会における漁業影響調査の詳細の検討、2年前からの調査、事業着工に至る全体的なスケジュール感の想定があれば教えていただきたい。全体的なスケジュールの中で、検討会における検討期間が決まってくることになるものと考えている。

秋田県漁業協同組合

- 事業者選定後、事業着工までの具体の期間が漁業影響調査を行う観点からは重要であり、具体の期間をご教示いただきたい。

事務局（経済産業省）

- ケースバイケースであるが、事業者は選定後、環境影響評価など所定の手続を経た上で着工に至ることとなり、選定から着工までに平均で3～4年を要する。
- そのため、事業者選定後、速やかに、具体的には、数か月以内に選定事業者を構成員として含めた協議会を開催し、協議会の下に検討委員会を立ち上げ、検討を行っていく必要があるものと考えている。

事務局（秋田県農林水産部）

- 資料説明の際にご説明した修正は必要であるものの、漁業影響調査の手法（案）については概ねご理解いただいたと考えているがよろしいか。

全員

- 異論無し

事務局（秋田県農林水産部）

- 異論がないため、進行を齋藤新エネルギー政策統括監へ戻したい。

事務局（秋田県産業労働部）

- 今後の流れについて、資料説明の際にご説明した文言修正を行い、構成員に内容を確認いただいた上で、本会議で提案する漁業影響調査の手法を確定したいと考えているがよろしいか。

全員

- 異論無し

事務局（秋田県産業労働部）

- 確定した漁業影響調査の手法については、経済産業省、国土交通省、秋田県のホームページに掲載し周知を図っていく。

以 上